

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンテネグロ	ボドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画のための贈与に関する日本国政府とモンテネグロ政府との間の交換公文	ボドゴリツァ市上水道システム緊急修復計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	596,000千円 H26. 2.28まで	H22. 5.13 ボドゴリ ツァで (同日)	日本側 角嶮利夫在モンテ ネグロ大使 側 ミラン・ ローチェン外務大臣	H22. 5.27 265号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。